



## 寄附金の手続きについて

- 申込方法  
右の「寄附申込書」に必要事項をご記入、封筒の形に切り取り、作成した上で、郵便ポストへ投函して下さい。
- 送金方法  
寄附金申込手続きを済ませた上で、最寄りの銀行から寄附金のお振込をお願い致します。  
※寄附金は一口 3千円以上のご協力を頂戴できれば幸いです。  
※金融機関窓口にて10万円以上の現金振込みを行う場合には、本人確認書類（運転免許証、保険証等）の提示が必要となります。  
<上記手続きの他に、現金での入金も承りますので、寄附金係までお問い合わせ下さい。>

## 寄附金に対する税制上の優遇措置について

- 個人のご寄附について  
〔所得税〕  
本学園は、文部科学省より「特定公益増進法人」であることの証明を受けております。税制上の優遇措置（寄附金控除）は、寄附者自身の選択により、下記の制度の内、どちらか一方を受けることができます。『税額控除制度』は寄附者にとって所得や寄附金額の多寡にかかわらず減税効果が大きい点が特徴です。  
『税額控除制度』  
各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除  
『所得控除制度』  
各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて控除額を決定  
ご寄附をいただいた翌年の確定申告期間に、本学園が発行する「寄附金受領書」、「特定公益増進法人証明書(写)」または「税額控除に係る証明書(写)」を添付の上、所轄税務署に確定申告して下さい。なお、寄附金の入金を確認次第、上記書類をお送り致します。  
〔住民税〕  
平成 20年度の税制改正に伴い、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、県・市町村の条例によって認定された場合、住民税が寄附金税額控除の対象となりました。  
個人がその年に支出した寄附金の額が 2千円を超える場合で、住民税を納税されている自治体が認定した学校法人に寄附された場合は、住民税の控除を受けることができます。  
現在、条例により認定されている自治体は「愛知県」「名古屋市」等ですが、各市町村によって条例指定が異なりますので、詳細は住民税を納税されている自治体にお問い合わせ下さい。  
(注) 入学に関し、直接又は間接を問わず、寄附金を取受した場合、税法上の「学校の入学に関する寄附金」とみなされ所得税、住民税ともに、寄附金控除の対象となりませんのであらかじめご了承下さい。

- 法人のご寄附について  
法人からのご寄附につきましては、「特定公益増進制度」を利用した場合、寄附金額が当該事業年度の損金に算入でき、法人税法上の優遇措置が受けられます。  
本学園が発行する「寄附金受領書」及び「特定公益増進法人証明書(写)」を添付の上、手続きをして下さい。  
なお、寄附金の入金を確認次第、上記書類をお送り致します。

## 個人情報の取り扱いについて

寄附金申込に関する書類に記入していただきました個人情報（住所、氏名、金額等）につきましては、寄附金募集に関する事務手続き以外には使用致しません。

## 寄附者の顕彰について

本学園にご寄附賜りました方々には、感謝の気持ちを込めて「寄附者名簿」にご芳名又は法人名を記載し、個人・団体で10万円以上、法人で50万円以上ご寄附賜りました方は、「寄附者銘板」にご芳名を記し、共用棟内に顕彰させていただきます。

## 寄附金に関するお問合せについて

寄附金に関するお問合せは下記までお願い致します。  
〒492-8520  
愛知県稲沢市稲沢町前田365（名古屋文理大学内）  
学校法人 滝川学園 事務局 経理課 寄附金係  
TEL 0587-23-2400 FAX 0587-21-2844

名古屋文理大学 令和 年 月 日  
名古屋文理大学短期大学部  
学 長 景 山 節 殿

## 寄 附 申 込 書

学校法人滝川学園が設置する名古屋文理大学、名古屋文理大学短期大学部に必要な経常的経費及び施設設備若しくは基金に充てるために下記のとおり寄附を申し込みます。

記	
寄附金の金額	金 円
フリガナ	
寄附者氏名 (法人の場合は法人名、 代表者氏名を記入下さい。)	印
	※必ず押印してください
TEL	
現住所	

本学との関係（□に✓をご記入ください）

□卒業生	学校名	昭和 平成 令和	年	月	卒
	学部	学科			
□保護者	在学生の氏名	学校名			
□在学生		学部	学科	年	
□取引業者	□教職員	□その他（			）

■学園広報誌等への氏名、寄附金額の公表について（いずれかに○印をお願いします）

・公表してもよい ・公表を希望しない